

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	鷹栖東神楽線道路改築 工事 仮橋鋼材賃貸借 契約 102号橋	令和5年9月19日	大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社	1,980,000円 (税込み)	<p>現仮橋は令和5年4月1日から令和5年9月29日までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結しているが、本工事が令和6年1月まで継続されることから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の設置が必要となるが現在道路として供用しているため既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結については、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方法であるためことから、ヒロセ株式会社と一者随意契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係 3 	

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
<p>上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課</p>	<p>鷹栖東神楽線道路改築 工事 仮橋鋼材賃貸借契 約 旭正橋</p>	<p>令和5年9月19日</p>	<p>大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社</p>	<p>1,925,000円 (税込み)</p>	<p>現仮橋は令和5年4月1日から令和5年9月29日 までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結し ているが、本工事が令和6年1月まで継続されるこ とから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の 設置が必要となるが現在道路として供用しているた め既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、 新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結につい ては、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方 法であるためことから、ヒロセ株式会社と一者随意 契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係 3 	

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	鷹栖東神楽線道路改築 工事 仮橋鋼材賃貸借契 約 上難波田橋	令和5年9月19日	大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社	1,870,000円 (税込み)	<p>現仮橋は令和5年4月1日から令和5年9月29日までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結しているが、本工事が令和6年1月まで継続されることから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の設置が必要となるが現在道路として供用しているため既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結については、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方法であるためことから、ヒロセ株式会社と一者随意契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係 3	

